

奈良県告示第五百五号

奈良県特定非営利活動法人関係書類閲覧規程（平成十年十一月奈良県告示第四百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第二条及び第五条第二号中「奈良県くらし創造部協働推進課」を「奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課」に改める。